

講師謝礼並びに交通費旅費等支給規程

公益社団法人石川県作業療法士会

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県作業療法士会（以下「本会」という。）主催による各種講演等における講師謝礼金および交通費旅費等の支給内容について定めるものとする。

(支給範囲)

第2条 本会の会務について活動した者を支給範囲とする。

(謝礼額)

第3条 講師謝礼額は、別表に定める額を基準とする。

(交通費旅費等)

第4条 交通費旅費等は次の額を基準とする。

- (1) 公共交通機関の利用はその全額を支給する。
- (2) 自動車の利用は走行距離（km）に応じて15円を乗じた金額を支給する。
なお、円未満は切り捨てる。
- (3) 高速道路分は往復を支給する。
- (4) 会務中の駐車料金を支給する。
- (5) 県外の講師が宿泊する場合、その代金を支給し、その限度額は9000円とする。
- (6) その他会長が必要と認めた場合に支給する。

(申 請)

第5条 交通費旅費等の申請は次を基準とする。

- (1) 原則として最も合理的な手段、経路によって要する交通費旅費等を支給する。
- (2) 第4条第1項について乗車駅名、停留所、降車駅名または停留所と乗車金額を報告し支給を受けることとする。
- (3) 第4条第2項について出発地名、到着地名と走行距離を報告し支給を受けることとする。

(支給額の調整)

第6条 この規程で定められていない事項については理事会で協議し定めることができる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

講師謝金並びに交通費旅費等支給規程

別表

支 払 い 対 象 区 分		60分あたりの支払額	
作業療法士謝金基準	A	日本作業療法士協会員で石川県作業療法士会会員以外の認定作業療法士 もしくはそれに相応する立場のもの	15,000 円
	B	日本作業療法士協会員で石川県作業療法士会会員である認定作業療法士 もしくはそれに相応する立場のもの	10,000 円
	C	日本作業療法士協会員で石川県作業療法士会会員である非認定作業療法士 もしくはそれに相応する立場のもの	8,000 円
	D	各支部開催による事例検討会における日本作業療法士協会員で石川県作業療法士会会員である認定作業療法士	1,000 円 (税抜)

支 払 い 対 象 区 分		60分あたりの支払額	
非作業療法士謝金基準	1	医師 大学職員教授 官公庁局部長、著明民間専門家、公認会計士、弁護士	50,000 円～
	2	大学職員教授(医師を除く)	30,000 円
	3	医師以外の大学職員准教授	15,000 円
	4	医療従事者(医師を除く) 大学職員講師(医師を除く) 官公庁 課長・課長補佐 民間企業役員	10,000 円
	5	大学職員助教(医師を除く) 官公庁 係長 民間企業職員	8,000 円

摘要上の留意事項

時間単価を適用する場合の支払単位は1時間とし、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。

【原稿料】

原稿用紙(日本語 400 字)1枚当りの単価として計算し支給する。ただし字数の端数については、100字未満は切り捨て、100字以上は切り上げとする。

原稿用紙(日本語 400 字)1枚当りの単価：2,000 円

講師謝金並びに交通費旅費等支給規程

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月9日から施行する。(平成28年3月9日理事会議決)

附 則

この規程は、平成30年3月13日から施行する。(平成30年3月13日理事会議決)